

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	新卒者就職実現プロジェクト			担当部局	職業安定局 派遣・有期労働対策部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成22年・平成25年3月(震災特例以外は24年6月)			担当課室	企画課 若年者雇用対策室		若年者雇用対策室長	
会計区分	一般会計			施策名	II 13 高齢者・障害者・若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	経済対策、緊急総合経済対策、東日本大震災からの復興の基本方針			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	災害救助法適用地域等に居住する学校等を卒業後安定した職業について経験がない3年以内の既卒者(40歳未満)を対象とした求人枠を設け、正規雇用等を行う事業主に対し、奨励金を支給することにより、被災既卒者等の雇用機会の確保を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 災害救助法適用地域に居住する大学等卒業後3年以内の既卒者を正規雇用した事業主に対して、正規雇用から6か月定着した場合に、対象者1人につき120万円を支給(震災特例対象者10人まで)。(災害救助法適用地域以外に居住する既卒者の場合100万円を支給)。雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り) ②3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 災害救助法適用地域に居住する中学・高校・大学等卒業後3年以内の既卒者を有期雇用(原則3か月)での育成を経て正規雇用させた事業主に対して、奨励金を支給。支給方法:有期雇用期間…対象者1人につき月額10万円(最大30万円)、有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ…対象者1人につき60万円(正規雇用から3か月定着した場合に支給)(災害救助法適用地域以外に居住する既卒者の場合50万円を支給。)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正		第2次補正	第3次補正	計		
	22年度予備費 12,000 22年度1次補正 49,500	-		-	23,520	85,020		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(24 年度)				
単位当たりコスト	対象就職者数 万人 6.1 3			算出根拠	23,520百万円(平成23年度3次補正における予算額)/32,920人(平成23年度3次補正における要対人員)			
事業所管部局による点検								
項目					内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。					東日本大震災からの復興の基本方針に掲げられている雇用対策において、若者の雇用機会を被災地域で確保することが示されており、本事業は、被災地域等の卒業後3年以内の既卒者に対する就職支援を行うこととしている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					本事業における、就職者数は約1千人(平成23年度4月6日～7月31日)であることから、被災地域等においても既卒者のニーズがある。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。					特に就職環境の厳しい被災既卒者等に対し、集中的な就職支援を行うことが重要であり、本事業は、被災既卒者等の雇い入れを希望する事業主及び被災既卒者等にとって効果的な事業である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。					被災既卒者等の雇い入れに係る事業主の負担等を費用対効果の面等から検証の上、支給額を算定している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					各地域の被災既卒者等に対する就職支援については、各都道府県等が国と連携して可能な限り多くの就職機会を提供する等の支援を行っており、国が実施する本事業は、全国各地において就職を希望する被災既卒者を雇い入れた事業主を対象とするものであり、役割が明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					本事業は、被災既卒者等を対象としており、他の事業との整合性はとれている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					本事業は、実施要領等に基づき、適切に行われているところであり、奨励金支給までの一連の過程を迅速かつ適切に行っており、真に本事業を活用することが必要な者に対し、奨励金の支給を行うこととしている。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × 円／)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。